官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○保安林の指定をする件
（農林水産一九二二～一九二九）　一
○特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）、ながすくじら及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件
（同一九三〇）　二
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件
（国土交通一〇七九）　四
○道路に関する件
（東北地方整備局一〇三、一〇四）　五
○道路に関する件
（北陸地方整備局六六～七一）　五
○道路に関する件
（近畿地方整備局一一八）　六
○道路に関する件
（中国地方整備局八五）　六
○道路に関する件
（九州地方整備局一四五）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（茨城県公安委九八）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（岐阜県公安委一七）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（愛知県公安委三二）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（三重県公安委三九）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（滋賀県公安委一五四）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（京都府公安委二〇一）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（大阪府公安委一六八）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（兵庫県公安委二六〇）　七
〔国会事項〕
採用候補者名簿の有効期間の満了
（人事院）　三
日本国に帰化を許可する件
（法務省告示配一六一）　三
〔皇室事項〕
官庁事項　二
〔官庁報告〕
組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）　二
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　三
国家試験　三
諸事項　三
〔公告〕
官庁　三
土地家屋調査士懲戒処分、土地家屋調査士法人懲戒処分、公示送達、令和八年度共同研究公募課題関係　三
裁判所　三
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　四
会社その他　二九

その他告示

○農林水産省告示第千九百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福井県福井市在田町四〇字堂之嶺三三の三、三四、三六、三八、四二、四六から四八まで、五〇から五二まで、丹生郡越前町田中五四字山ノ際二から五まで、一三から一五まで、一六の一、一六の二、二二から二四まで、三一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

四〇字堂之嶺三八・四六・五四字山ノ際二四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁並びに福井市役所及び越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福井県福井市藏作町四〇字大滝九〇の三

二　指定の目的　水源の涵養